

国立国語研究所 次代言語科学研究センター運営委員会規程

令和 6年 8月 1日
国語研規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、次代言語科学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 次代言語科学研究センター（以下「センター」という。）の基本方針に関すること。
- (2) センターの実施計画に関すること。
- (3) センターの研究ユニットの設置に関すること。
- (4) センターの予算に関すること。
- (5) センターの自己点検及び評価に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教員
- (3) 研究推進課長
- (4) 委員長が指名する職員 若干名

2 委員長は、センター長をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。